

1. 試験の種類 甲種火薬類取扱保安責任者試験
 乙種火薬類取扱保安責任者試験
 丙種火薬類製造保安責任者試験
2. 試験日時 令和7年8月31日（日曜日）
 甲種及び乙種火薬類取扱保安責任者試験
 午後1時～午後3時（ただし、一般火薬学免除者は午後2時まで）
 丙種火薬類製造保安責任者試験
 午後1時～午後3時30分
3. 試験会場 都道府県単位で実施
4. 受験資格 学歴・経験・居住地を問いません。
5. 願書受付期間
 令和7年6月17日（火）から令和7年6月26日（木）まで
 郵送による場合は6月26日（木）の消印のあるものまで有効です。
 *郵送による場合は簡易書留郵便にて送付してください。（簡易書留郵便扱いで送付されない場合の郵便上の事故については、責任を負いかねますのでご注意ください。）
6. 受験手数料 18,000円（非課税）
 （払込方法：受験願書添付の指定用紙による郵便振替にて払い込んでください）
7. 提出書類
 (1) 受験願書（裏面に受験手数料振込証明書「振替振込受付証明書」を貼付）
 (2) 受験票（郵便はがき）及び受験票控（写真を貼付）
 写真の大きさ（パスポート用：たて4.5cm×よこ3.5cm）、出願前6ヵ月以内に撮影した正面・脱帽で背景のないもの
 (3) 住民票（「個人番号」の記載のないもの）
 (4) 試験課目の免除を希望する者は免除申請に関する書類

8. 願書配布場所

受験地の公益社団法人全国火薬類保安協会都道府県試験事務所（都道府県火薬類保安協会内）にて5月下旬より配布します。

但し青森・山形・和歌山・香川の各県の受験者は、下記へ問い合わせてください。

青森県：（公社）全国火薬類保安協会 TEL 03-3553-8762

山形県：山形県危険物安全協会連合会 TEL 023-632-5744

和歌山県：和歌山県銃砲火薬商組合 TEL 073-426-1770

香川県：香川県碎石事業協同組合 TEL 087-831-1827

9. 出願方法

受験願書等必要書類を揃えて、受験地の公益社団法人全国火薬類保安協会都道府県試験事務所（都道府県火薬類保安協会内）に申し込んでください。

但し青森・山形・和歌山・香川の各県受験希望者は、願書配布場所へ申し込んでください。

10. 試験の種類及び試験科目

種 類	試 験 課 目
甲種・乙種取扱保安責任者	火薬類取締に関する法令
	一般火薬学
丙種製造保安責任者	火薬類取締に関する法令
	信号焰管信号火せんまたは煙火（原料用火薬及び爆薬を含む）製造工場保安管理技術
	信号焰管信号火せんまたは煙火（原料用火薬及び爆薬を含む）製造方法
	火薬類性能試験方法
	一般教養科目

注：火薬類取締に関する法令は、令和7年4月1日現在施行されている法令に基づく。

11. 合格基準点

甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験の合格基準点は、各課目とも60点以上です。

丙種火薬類製造保安責任者試験の合格基準点は、一般教養科目は50点以上、その他の科目は60点以上です。

12. 試験結果の発表

令和7年10月14日（火）

発表は、都道府県試験事務所に合格者の受験番号を公示するとともに、（公社）全国火薬類保安協会のホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

<https://www.zenkakyo-ex.or.jp>

また受験者個人にも可否を文書にて通知します。

注1：新型コロナウイルスの感染防止対策については、政府、受験地の自治体および受験会場が定める方針・規定・指示に従い感染防止に努めてください。

注2：受験に当たって、試験会場にて車椅子を使用しなければならないなど、配慮を必要とする場合は事前にご連絡ください。

(参考)

試験課目及び試験課目の免除

次の受験者区分に該当する者は、申請により○印以外の課目が免除されます。

なお課目の免除について不明な点は、当協会又は近くの各都道府県試験事務所に
お尋ねください。

(1) 甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験

試験課目 受験者の区分 (該当する火薬類取締法規則)	甲乙取扱	
	火薬類取締に関する法令	一般火薬学
甲種・乙種火薬類製造保安責任者免状を有する者 (第76条第1号)	免	免
大学の工業化学に関する学科において火薬学を専修して卒業した者(第76条第2号)	○	免
大学・高等専門学校・高校もしくは専修学校を卒業し、火薬学を修得した者(第76条第3号)	○	免
鉱山保安規則に定める火薬係員試験に合格した者 (第76条第4号)	○	免
以上に該当しない者(第76条第5号)	○	○

注1：火薬類取締に関する法令は、令和7年4月1日現在施行されている法令に基づく。

注2：「免」は免除される試験課目を示す。

(2) 丙種火薬類製造保安責任者試験

試験課目 受験者の区分 (該当する火薬類取締法規則)	丙 製 造				
	火薬類取締に関する法令	信号焰管、信号火せんまたは煙火（原料用火薬及び爆薬を含む）製造工場保安管理技術	信号焰管、信号火せんまたは煙火（原料用火薬及び爆薬を含む）製造方法	火薬類性能試験方法	一般教養科目
火薬学に関し工学博士の学位を有する者（第75条第1号）	○	免	免	免	免
大学の工業化学に関する学科において火薬学を専修して卒業した者（第75条第2号）	○	免	免	免	免
高等学校以上の学校を卒業した者（第75条第6号）	○	○	○	○	免
以上に該当しない者	○	○	○	○	○

注1：火薬類取締に関する法令は、令和7年4月1日現在施行されている法令に基づく。

注2：「免」は免除される試験課目を示す。